

答弁書第一二三号

内閣参質一七三第一二三号

平成二十一年十二月十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

参議院議長江田五月殿

参議院議員森まさこ君提出納税義務に関する鳩山総理の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員森まさこ君提出納税義務に関する鳩山総理の認識に関する質問に対する答弁書

納税義務については、日本国憲法第三十条に「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定されていると認識している。

